

別添



基 発 0315 第 15 号

職 発 0315 第 7 号

雇 均 発 0315 第 5 号

令 和 5 年 3 月 15 日

埼玉県知事 殿

厚 生 労 働 省  
勞 働 基 準 局 長  
職 業 安 定 局 長  
雇 用 環 境・均 等 局 長  
(公印省略)

賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等の働きかけについて（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。

大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところですが、本年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への

賃金引上げの確実な波及に取り組むことといたします（別添資料1参照）。このため、各企業において、賃金引上げに取り組む際には、同一労働同一賃金の観点を踏まえ、非正規雇用労働者の賃金引上げについても併せて取り組んでいただきたいと考え（別添資料2、別添資料3参照）、業界団体の長に対して、傘下企業への周知や働きかけをお願いしているところです。

併せて、中小企業・小規模事業者が賃金引上げを検討するに当たり参考となるよう、賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援も含む政府の各種支援策（別添資料4参照）等を掲載したWebサイト「賃金引上げ特設ページ」（別添資料5参照）を開設し、積極的な周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴職におかれましても、地域の企業の皆様に向けて、別添資料等も活用いただきながら、同一労働同一賃金の遵守に向けた働きかけや賃金引上げに向けた各種支援策の周知等に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

加えて、上記の内容につきまして、管内市区町村の長（政令指定都市の長を除く。）及び関係団体等に対しても周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、当省からは別途、政令指定都市の長宛てに同様の内容を通知していることを申し添えます。